

事案書（☐経営会議 ☒調整会議）

開催日：平成27年10月15日（木）

担当課：総務部人財課・病院事務局病院総務課

件 名： 大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
提出理由： 専門資格を有する看護師の待遇改善のための特殊勤務手当を支給するため	
内 容： 1. 背景等 ・昭和62年、当時の厚生省は「看護制度検討会報告書」において、高度化、専門化する医療に対応するため、看護師にもより高度かつ専門的な看護ができる人材を育成する必要があると提言した。これを受け、日本看護協会は、平成6年に専門看護師制度、平成7年に認定看護師制度を発足させた。 ・現在、本院には専門看護師が2名、認定看護師が5名在籍しており、それぞれの専門分野において持てる知識、技術を活用し、より質の高い看護を行っている。 ・これまでもこれらの職員に対し待遇改善を図ることを検討してきたが、厳しい病院経営状況もあり、先送りされてきた。 ・しかし、平成23年度から経常収支で黒字を確保するなど経営状況は健全化し、安定しつつある。 ・より良質な看護を提供し、患者から選ばれる病院を目指すことにより経営の安定化を更に図っていくためには、専門分野に長けた人材を確保していく必要がある。 2. 課題等 ・今後、当院が地域の基幹病院としての役割を果たしていくためには、より良質な医療を提供する必要があることから、医師だけではなく専門・認定看護師のように卓越した知識と技能を有する中堅看護師の必要性はますます増してくる。	・しかし、これまでのように、専門・認定看護師資格の取得について、看護師個人の向学心と向上心に頼るだけでは良質な人材を育成し確保することは困難である。 ・現在、当院において専門・認定看護師は、医師や他病棟からの依頼を受け、特定の看護分野における知識と経験を生かしたアドバイス、相談・指導等の専門的な業務に従事している。 ・これらの業務は良質な医療の提供を目指す当院にとって非常に有益であるにもかかわらず、職員に対する待遇等について配慮がされていない状況である。 ・専門・認定看護師の業績を正當に評価し、適正な待遇をすることにより、中堅の看護師のモチベーションの向上を図り、ひいては、職員全体のレベルの底上げを図ることができ、更に良質な看護の提供が可能となる。 ・なお、今後、医療制度改革等により病院経営が厳しさを増すことが予想される中、専門・認定看護師を採用することにより診療報酬が加算される項目については、他院においても職員の育成・採用に力を入れることが想定される。 3. 条例改正の内容 第2条 特殊勤務手当の種類の追加 第17条 専門看護手当の新設 ・専門看護業務 日額3,000円 ・認定看護業務 日額2,000円 4. 支給対象者 公益社団法人日本看護協会専門看護師又は認定看護師として認定を受けた者
経 過 平成6年 専門看護師制度発足 平成7年 認定看護師制度発足	今後の予定 平成27年12月 議案提出 平成28年4月 改正条例施行
【会議結果】 ☐ 経営会議の議題とする。 ☐ 一部修正し経営会議の議題とする。 ☐ 担当部局で再度検討した上で、調整会議で協議する。	